

議案第16号

市道における物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて

市道における物損事故に係る損害賠償事件に関し、次のとおり損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

損害賠償及び和解の相手方	損害賠償の額	和解の内容	損害賠償の原因
●●●●●●●● ●●●●●●●● ●●●●●●●● ●●●●●●●● ●●●● ●● ●●	1,009,978円	損害賠償の額を左記のとおりとし、今後双方とも一切の異議又は請求の申立てをしない。	令和5年3月27日午前4時頃、北上市相去町大松沢地内において、相手方の車両が市道第1023052号線を南進していたところ、強風により街路樹が倒れ相手方車両を直撃しフロントガラス等を損壊させたものである。

令和5年6月9日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

市道における物損事故の和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めようとするものである。